

第 9 期 決 算 公 告

平成20年6月30日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 みなと銀行

取締役頭取 藪本 信裕

貸 借 対 照 表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	49,005	預金	2,555,795
現金	32,760	当座預金	119,643
預け	16,244	普通預金	1,289,014
コ ー ル ー	9,947	貯蓄預金	30,260
債券借取引支払保証金	39,875	通知預金	11,716
商品有価証券	459	定期預積	1,062,559
商品国債	254	定期積	3,578
商品地方債	204	その他の預金	39,023
有価証券	383,950	譲渡性預金	32,168
国債	130,286	借入	57,955
地方債	103,471	外国為替	117
社債	117,095	外国他店	5
その他の証券	21,833	外渡外国為替	93
貸出	11,262	未払外国為替	18
割引手形貸付	52,733	未決済為替	5,000
手形書貸付	160,328	未払法人税	102
当座貸越	1,801,350	未払費用	1,562
外国為替	221,894	未受収入	3,377
外買立	4,970	前給付補てん備	2,166
外国他店預け	649	金の派生商	4
買立外国為替	836	融の他の負	6,911
その他の資産	3,484	賞与引当	6,437
未決済為替	21,607	退職引当	894
未払費用	237	預金	3,480
未収収入	2,603	預金	251
融派生の益品	2,763	支払引当	650
その他の資産	7,998	負債の部合計	20,119
有形固定資産	8,004	(純資産の部)	2,696,994
建物	35,850	資本	27,484
土地	15,060	本剰余	49,483
建設仮勘定	18,164	資本準備	27,430
その他の有形固定資産	4	その他の資本剰余	22,053
無形固定資産	2,620	利益剰余	21,291
ソフトウェア	3,490	利益準備	53
その他の無形固定資産	2,582	その他の利益剰余	21,238
繰延税金資産	908	別途積立	2,325
繰延税引当	17,013	繰越利益剰余	18,913
支払承諾	20,119	自己株式	△ 114
貸倒引当	△ 27,977	株主資本合計	98,144
		その他の有価証券評価差額	△ 467
		繰延ヘッジ損益	△ 50
		評価・換算差額等合計	△ 518
		純資産の部合計	97,625
資産の部合計	2,794,620	負債及び純資産の部合計	2,794,620

損益計算書 〔平成19年4月 1日から
平成20年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収入	73,587
貸出証券の利息	54,203
有価証券の利息	49,741
買入債の利息	3,528
買入債の利息	191
買入債の利息	280
買入債の利息	49
買入債の利息	0
買入債の利息	1
買入債の利息	409
役員受取	13,163
役員受取	3,417
役員受取	9,745
その他	2,388
外国債の利息	1,003
外国債の利息	23
外国債の利息	1,362
外国債の利息	0
その他	3,831
株式の利息	1,747
株式の利息	2,084
経常費用	8,288
預讓債の利息	6,259
預讓債の利息	232
預讓債の利息	1
預讓債の利息	1,489
預讓債の利息	125
預讓債の利息	177
預讓債の利息	1
役員受取	3,533
役員受取	682
役員受取	2,851
その他	2,240
国債の利息	909
国債の利息	236
国債の利息	1,095
営業	33,406
倒産の利息	18,775
倒産の利息	16,885
倒産の利息	1
倒産の利息	746
倒産の利息	502
倒産の利息	640
経常利益	7,342
償却の特別利益	500
償却の特別利益	22
償却の特別利益	478
特別	873
固定資産の特損	192
固定資産の特損	681
税法	6,969
法人税	1,440
法人税	1,299
当	4,229
前期純利益	

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（時価のある株式については決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 2年～20年

（会計方針の変更）

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ50百万円減少しております。

（追加情報）

当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当事業年度前に償却可能限度額に達した資産は、当事業年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ30百万円減少しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,737百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額

に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理 |

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 預金払戻引当金

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

（預金払戻引当金）

従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることを契機として、当期から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。これにより、従来の方策によった場合に比べ、経常利益は31百万円増加し、税引前当期純利益は650百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（親会社株式を除く）4,350百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,549百万円、延滞債権額は39,453百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は300百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,067百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,370百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は53,570百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し貸借対照表に計上した額は、23,323百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 35,076百万円
預け金 0百万円
その他資産 92百万円
担保資産に対応する債務
預金 4,812百万円
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 48,615百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 4,008百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、468,162百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が456,222百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 17,412百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳 81百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
13. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,261百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額237円80銭

16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部ほかについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 関係会社に対する金銭債権総額 12,682百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 39,768百万円
19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、53百万円であります。
20. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.71%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 - 資金運用取引に係る収益総額 415百万円
 - 役務取引等に係る収益総額 517百万円
 - その他業務・その他経常取引に係る収益総額 87百万円
- 関係会社との取引による費用
 - 資金調達取引に係る費用総額 1,146百万円
 - 役務取引等に係る費用総額 817百万円
 - その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額 4,185百万円
2. 1株当たりの当期純利益金額10円30銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式がないのでありません。
4. 「その他の経常収益」には、部分直接償却取立益1,209百万円を含んでおります。
5. 「その他の経常費用」には、債権売却損80百万円を含んでおります。
6. 「その他の特別利益」は、株式会社みなと地所の吸収合併に伴う当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額である抱合せ株式消滅差損と貸倒引当金戻入益を相殺した金額であります。
7. 「その他の特別損失」は、預金払戻引当金繰入額681百万円であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	459	7

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	13,107	16,692	3,585	4,476	890
債券	324,769	320,593	△ 4,176	353	4,529
国債	134,407	130,286	△ 4,120	237	4,358
地方債	103,505	103,471	△ 34	77	111
社債	86,856	86,834	△ 21	37	59
その他	9,625	9,429	△ 196	89	286
合計	347,502	346,715	△ 787	4,919	5,706

(注)1. 貸借対照表計上額は、株式については当期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、またそれ以外については、当期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当期における減損処理額は 368百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 当期中に売却したその他有価証券 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	241,810	3,109	1,655

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成20年3月31日現在)

内 容	金額 (百万円)
子会社・子法人等株式等	4,350
子会社・子法人等株式	3,613
子法人等投資事業有限責任組合への出資持分	736
その他有価証券	32,884
社債	30,261
非上場株式	1,526
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,096

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	224,833	62,092	22,159	41,618
国債	58,030	10,026	20,611	41,618
地方債	76,058	26,940	472	—
社債	90,744	25,126	1,075	—
その他	1,495	7,659	1,471	—
合計	226,328	69,752	23,631	41,618

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	13,238 百万円
退職給付引当金	3,022 百万円
賞与引当金	363 百万円
未払事業税	145 百万円
減価償却額	106 百万円
有価証券償却否認額	1,092 百万円
その他有価証券評価差額金	319 百万円
繰延ヘッジ損益	34 百万円
その他	979 百万円
繰延税金資産小計	19,301 百万円
評価性引当額	△ 552 百万円
繰延税金資産合計	18,748 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 1,050 百万円
退職給付信託設定益	△ 685 百万円
繰延税金負債合計	△ 1,735 百万円
繰延税金資産の純額	17,013 百万円

(企業結合等関係) 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①結合企業

名称 株式会社みなと銀行

事業の内容 銀行業

②被結合企業

名称 株式会社みなと地所

事業の内容 不動産賃貸業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当行を存続会社、株式会社みなと地所を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社みなと銀行となっております。なお、当行は株式会社みなと地所の発行済株式を100%所有しており、合併による新株式の発行、資本の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社みなと地所は、当行向けの店舗等の維持管理を主たる事業としてきましたが、この業務は銀行本体でも行っている事業であることから、みなと銀行グループの一層の合理化・効率化を目的として、株式会社みなと地所を吸収合併することとしました。

2. 実施した会計処理の概要

当行が株式会社みなと地所より受入れた資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

また、当行の財務諸表上、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額である抱合せ株式消滅差損については、貸倒引当金戻入益と相殺しております。

(関連当事者との取引)

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合		
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	百万円 664,986	銀行業	%		
		関係内容		取引の内容	取引金額	直接被所有	45.10
		役員の 兼任等	事業上 の関係			間接被所有	1.23
		転籍 5人	銀行 業務	百万円 —	科目	期末 残高	
		財務取引		借入金	百万円 37,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 借入金は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

属性	会社名	住所	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合		
兄弟会社等	SMBC信用保証 株式会社	東京都港区	百万円 187,720	信用保証業	%		
		関係内容		取引の内容	取引金額	直接被所有	0.44
		役員の 兼任等	事業上 の関係			間接被所有	—
		—	銀行 業務	百万円 30,000	科目	期末 残高	
		営業取引		譲渡性 預金	百万円 30,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 一般の取引先と同様に決定しております。
2. 営業取引の取引金額は、譲渡性預金平均残高であります。

第 9 期 決 算 公 告

平成20年6月30日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 みなと銀行

取締役頭取 藪本 信裕

連 結 貸 借 対 照 表(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	49,025	預 金	2,553,229
コールローン及び 入 手 買 形	9,947	譲 渡 性 預 金	32,168
債券貸借取引支払保証金	39,875	借 用 金	57,955
買 入 金 銭 債 権	6,755	外 国 為 替	117
商 品 有 価 証 券	459	社 債	5,000
有 価 証 券	380,881	そ の 他 負 債	35,700
貸 出 金	2,232,653	賞 与 引 当 金	1,027
外 国 為 替	4,970	退 職 給 付 引 当 金	3,534
そ の 他 資 産	30,697	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	290
有 形 固 定 資 産	41,983	預 金 払 戻 引 当 金	650
建 物	15,074	支 払 承 諾	20,755
土 地	18,164	負 債 の 部 合 計	2,710,429
建 設 仮 勘 定	4	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	8,740	資 本 金	27,484
無 形 固 定 資 産	4,471	資 本 剰 余 金	49,483
ソ フ ト ウ ェ ア	2,611	利 益 剰 余 金	22,659
その他の無形固定資産	1,860	自 己 株 式	△ 114
繰 延 税 金 資 産	18,554	株 主 資 本 合 計	99,512
支 払 承 諾 見 返	20,755	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 403
貸 倒 引 当 金	△ 30,749	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 50
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 454
		少 数 株 主 持 分	794
		純 資 産 の 部 合 計	99,852
資 産 の 部 合 計	2,810,282	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,810,282

連結損益計算書〔平成19年4月1日から平成20年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目					金 額
経	常	収	益		81,610
資	金	運	用	収	54,952
	貸	出	金	利	50,410
	有	価	証	券	3,541
	コ	ー	ル	ロ	191
	買	現	先	利	280
	債	券	貸	借	49
	預	け	金	利	1
	そ	の	他	の	477
	役	務	取	引	15,095
	そ	の	他	業	7,646
	そ	の	他	業	3,915
経	常	費	用	費	72,839
資	金	調	達	費	8,288
	預	金	利	息	6,256
	預	渡	性	預	232
	債	券	貸	借	1
	借	用	金	利	1,489
	社	債	利	息	125
	そ	の	他	の	182
	役	務	取	引	2,989
	そ	の	他	業	6,702
	そ	の	他	業	34,327
					20,531
	貸	倒	引	当	17,631
	そ	の	他	の	2,899
経	常	利	益		8,770
特	別	利	益		334
	固	定	資	産	297
	償	却	債	権	37
特	別	損	失		1,387
	固	定	資	産	706
	そ	の	他	の	681
税	金	等	調	整	7,717
法	人	税	、	住	1,767
法	人	税	、	民	330
少	数	株	主	損	137
当	期	純	利	益	5,757

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 8社5組合

主要な会社名

みなとビジネスサービス株式会社

みなとモーゲージサービス株式会社

みなと保証株式会社

みなとリース株式会社

株式会社みなとカード

みなとシステム株式会社

みなとキャピタル株式会社

Minato Preferred Capital Cayman Limited

ほか投資事業有限責任組合5組合

なお、Minato Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。

また、株式会社みなと地所は、当行との合併により、みなとベンチャー育成一号投資事業有限責任組合は、解散により除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

2. 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

②持分法適用の関連法人等

該当ありません

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

12月末日 5組合

②連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

該当ありません

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等（時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
動 産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ51百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当連結会計年度前に償却可能限度額に達した資産は、当連結会計年度以後5年で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ38百万円減少しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,385百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 預金払戻引当金の計上基準

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(13) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（預金払戻引当金）

従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることを契機として、当連結会計年度から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は31百万円増加し、税金等調整前当期純利益は650百万円減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,411百万円、延滞債権額は 39,851百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 300百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 17,067百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 63,630百万円あります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 53,570百万円あります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、23,323百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 35,126 百万円
預け金 0 百万円
その他資産 92 百万円
担保資産に対応する債務
預金 4,812 百万円
その他負債 50 百万円
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 48,615百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 4,013百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、486,739百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 474,800百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 24,429百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。

12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 30,261百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 241円 29銭
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|-------------|
| 退職給付債務 | △19,028 百万円 |
| 年金資産（時価） | 13,546 |
| <hr/> | |
| 未積立退職給付債務 | △5,482 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | — |
| 未認識数理計算上の差異 | 4,484 |
| 未認識過去勤務債務 | 48 |
| <hr/> | |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △949 |
| 前払年金費用 | 2,585 |
| 退職給付引当金 | △3,534 |
16. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
17. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.72%

(連結損益計算書関係)

1. 1株当たり当期純利益金額 14円 02銭
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
3. 「その他経常収益」には、株式等売却益 1,881百万円及び部分直接償却取立益 1,209百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、株式等売買損 807百万円、株式等償却 653百万円、貸出金償却 524百万円及び債権売却損 326百万円を含んでおります。
5. 「その他の特別損失」は、預金払戻引当金繰入額681百万円であります。
6. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	459	7

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	13,305	17,033	3,727	4,619	891
債券	324,769	320,593	△ 4,176	353	4,529
国債	134,407	130,286	△ 4,120	237	4,358
地方債	103,505	103,471	△ 34	77	111
社債	86,856	86,834	△ 21	37	59
その他	9,625	9,429	△ 196	89	286
合計	347,701	347,055	△ 645	5,062	5,708

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたもののについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は 368百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	241,965	3,243	1,716

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額(百万円)
その他有価証券	
社債	30,345
非上場株式	2,382
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,096

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	224,898	62,112	22,159	41,618
国債	58,030	10,026	20,611	41,618
地方債	76,058	26,940	472	—
社債	90,809	25,145	1,075	—
その他	1,495	7,312	1,081	—
合計	226,393	69,425	23,241	41,618

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年3月31日現在）
該当ありません。

（企業結合等関係） 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①結合企業

名称 株式会社みなと銀行

事業の内容 銀行業

②被結合企業

名称 株式会社みなと地所

事業の内容 不動産賃貸業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当行を存続会社、株式会社みなと地所を消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社みなと銀行となっております。なお、当行は株式会社みなと地所の発行済株式を100%所有しており、合併による新株式の発行、資本の増加及び合併交付金の支払いは行っておりません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社みなと地所は、当行向けの店舗等の維持管理を主たる事業としてきましたが、この業務は銀行本体でも行っている事業であることから、みなと銀行グループの一層の合理化・効率化を目的として、株式会社みなと地所を吸収合併することとしました。

2. 実施した会計処理の概要

上記合併は、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しております。したがって、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。